

## 第3次北海道男女平等参画基本計画骨子

### ■■ 計画の基本的な考え方 ■■

#### (1) 計画策定の主旨

平成20年3月に第2次北海道男女平等参画基本計画を策定後、10年が経過したことから、この間に少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女ともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築がますます不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっている。

特に、女性は最大の潜在力であり、その能力が十分生かされるためにも、女性が社会のあらゆる分野で活躍できるよう、本年4月に女性活躍推進法が施行され、男女平等参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入るとともに、男女の仕事と生活を取り巻く状況の変化に伴い、ワークライフバランス等の促進に係る様々な課題に対する取組が求められている。

こうした状況を踏まえ、「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定する。

#### (2) 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- (2) 「北海道男女平等参画推進条例」に基づく基本計画
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく推進計画  
(該当部分: 「目標Ⅱ」の「基本方向1」、「基本方向2」及び「基本方向3」)

#### (3) 計画の期間

計画期間: 10年間(平成30年度～39年度)  
※具体的な取組については5年間(平成30年度～34年度)

#### (4) 基本理念

北海道男女平等参画推進条例第3条

##### ■男女の人権の尊重

個人としての尊厳が尊重され、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。

##### ■男女平等参画の推進への配慮

制度や慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるよう配慮されること。

##### ■政策・方針決定における男女の平等参画

男女が、対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

##### ■あらゆる分野における活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家族の一員として役割を円滑に果たすとともに、家庭以外のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすること。

##### ■国際社会の動向を踏まえた取組

男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら推進されること。

## ●● 本計画において改めて強調する視点 ●●

### 1 意識改革に向けた広報・啓発の推進(仮)

男女平等参画社会の実現のためには、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題であるとともに、あらゆる立場の人の理解を促すための教育や広報・啓発活動などは、全ての取組の根幹であることから、人々の意識の改革、理解の促進に一層努める。

### 2 様々な分野における女性の活躍の促進(仮)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の活躍を進める必要があることから、男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会の実現を目指し、女性の継続就業や再就職、起業、多様な働き方の支援等に努める。

### 3 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進(仮)

男女の人権が尊重される社会を実現するためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の適切な保護及び自立を支援することが必要であることから、関係機関と連携しながら、暴力防止や相談窓口の啓発及び相談から保護、自立まで切れ目のない被害者支援を行う。

## ●● 計画の見直しの要点 ●●

#### (1) 目標の整理

	現行計画	次期計画
目標Ⅰ	男女平等参画の実現に向けた意識の改革	同左
目標Ⅱ	家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進	男女がともに活躍できる環境づくり
目標Ⅲ	多様なライフスタイルを可能とする環境の整備	安心して暮らせる社会の実現

#### (2) 施策の方向の項目数について

一体性のある項目や類似した項目を統合、組替等により整理。



#### (3) 新しい取組について

##### ① 防災・災害復興における男女平等参画の促進

多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

##### ② 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援

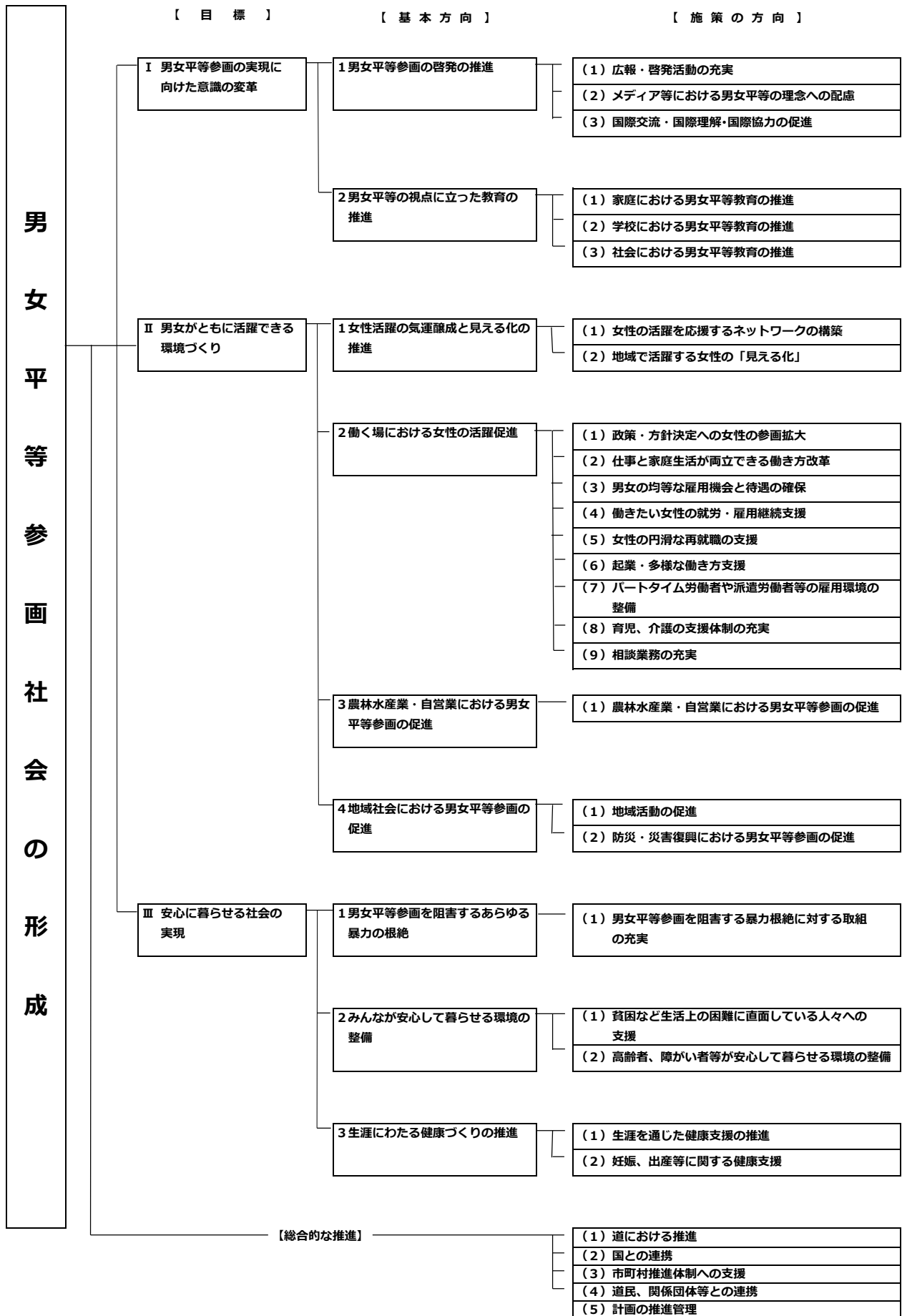
ひとり親(母子家庭、父子家庭)など、生活上の困難に陥りやすい人々が増加している中で、困難な状況に置かれているそれぞれの実情に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせるための環境整備を進める。

#### (4) 北海道女性活躍推進計画との一体化について

女性活躍推進法で定められている都道府県推進計画に位置づける項目

目標Ⅱ	基本方向1	女性活躍の気運醸成と見える化の推進
男女がともに活躍できる環境づくり	基本方向2	働く場における女性の活躍促進
	基本方向3	農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

第3次北海道男女平等参画基本計画体系図



# 第3次北海道男女平等参画基本計画

## 目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

### 基本方向1 男女平等参画の啓発の推進

#### (1) 広報・啓発活動の充実

- ・道民すべて（男女、若・高年齢層、企業等の雇用主等）を対象に多様な機会や媒体の積極的な活用による啓発の実施
- ・市町村や地域活動を行う団体等と連携した啓発の実施

#### (2) メディア等における男女平等の理念への配慮

- ・報道や出版等の発信における配慮依頼
- ・出版物等の情報の取扱いの適切化
- ・多量の情報を主体的に読み解いていく能力（メディア・リテラシー）の育成

#### (3) 国際交流・国際理解・国際協力の促進

- ・国際社会における男女平等参画状況等の理解促進
- ・学校や地域社会での国際性の涵養

### 基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進

#### (1) 家庭における男女平等教育の推進

①対象：保護者（保護者→児童生徒）

②内容

- ・家庭内における固定的役割分担にとらわれない個の尊重の重要性を周知・啓発
- ・市町村と連携した学習機会の提供

#### (2) 学校における男女平等教育の推進

①対象：児童生徒、学生、教育者等関係者

②内容

○対象：児童生徒、学生

- ・個人の尊厳と男女平等に関する教育の実施
- ・性別にとらわれない進路指導・就職指導の促進
- ・家庭科教育の充実

○対象：教育者等関係者

- ・男女平等参画に対する理解促進のための研修等の実施

#### (3) 社会における男女平等教育の推進

①対象：老若男女

②内容

- ・市町村等との連携による男女平等に関する学習及び生涯学習の機会の提供
- ・PTAや青年団体等が行う男女平等に関する学習機会への協力

---

## 目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

---

### 基本方向1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進（女性活躍推進計画）

#### （1）女性の活躍を応援するネットワークの構築

- ・北の輝く女性応援会議によるオール北海道での女性活躍の気運醸成

#### （2）地域で活躍する女性の「見える化」

- ・顕彰による活躍の取組の喚起
- ・女性の活躍支援ポータルサイトの運営
- ・女性の視点の道政への反映

### 基本方向2 働く場における女性の活躍促進（女性活躍推進計画）

#### （1）政策・方針決定への女性の参画拡大

- ①対象：行政機関、企業・各種団体等

②内容

- ・女性の採用や職域拡大、管理職への登用等の促進
- ・企業・各種団体に対する女性参画への理解と協力の働きかけ、気運の醸成

#### （2）仕事と家庭生活が両立できる働き方改革

- ・ワーク・ライフ・バランスや長時間労働の抑制などに関する意識啓発、気運の醸成

#### （3）男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- ・男女雇用機会均等法や就労に関する制度の周知
- ・セクハラ防止の意識啓発

#### （4）働きたい女性の就労・雇用継続支援

- ・安心して出産や子育てができる職場環境づくりの支援
- ・働きたい女性に対するきめ細やかな就職支援サービスの実施
- ・女性の就業が少ない産業への就業促進や人材の確保、多様な人材の育成

#### （5）女性の円滑な再就職の支援

- ・企業とのマッチングを行うインターンシップの実施
- ・子育てを行いながら働く女性のキャリアアップ支援

#### （6）起業・多様な働き方支援

- ・新たなビジネスに挑戦する起業家の育成、金融支援
- ・先進的な取組事例等の紹介
- ・テレワークなどによる就業機会の拡大に向けた情報提供

#### （7）パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

- ・パートタイム労働者や派遣労働者の待遇確保に向けた理解の促進、情報提供

#### （8）育児、介護の支援体制の充実

- ・子育てや介護に対する相談支援体制の充実
- ・事業所内保育所の整備や、地域子育て支援センター等の設置促進
- ・保育所の定員拡充や延長保育等の整備・拡充
- ・育児・介護休業制度の定着促進、企業等への普及啓発

## **(9) 相談業務の充実**

- ・女性の活躍支援センターによる相談の充実
- ・マザーズ・キャリアカフェによる復職を希望する子育て中の母親等に対するカウンセリング
- ・労働問題ホットラインや中小企業労働相談所による相談の充実

## **基本方向3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進（女性活躍推進計画）**

### **(1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進**

- ・固定的役割分担意識に基づく慣習等の解消のための意識啓発
- ・女性農業者を対象とした経営管理能力、技術習得のための研修会の実施

## **基本方向4 地域社会における男女平等参画の促進**

### **(1) 地域活動の促進**

○地域活動団体：PTA、自治会、青年団体、消費者団体、市民活動など

○内容

- ・女性の参画促進に向けた意識啓発、学習機会の充実
- ・リーダー養成
- ・女性プラザなどの活動拠点の機能充実

### **(2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進**

- ・防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大
- ・消防団など防災現場における女性の参画拡大
- ・女性が活躍している事例等の積極的な情報発信

---

## **目標Ⅲ 安心に暮らせる社会の実現**

---

## **基本方向1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶**

### **(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実**

①対象被害：性犯罪、セクハラ、DV、ストーカー等

②内容

- ・セクハラやDV等についての正しい理解の促進・予防啓発
- ・DV被害者の保護・自立支援の充実や関係機関との連携推進
- ・相談・支援体制の充実（外国人等を含む）
- ・関係職員の研修等の充実

## **基本方向2 みんなが安心して暮らせる環境の整備**

### **(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援**

①対象者：生活困窮者（非正規労働者、ひとり親等）

②内容

- ・就業・生活の安定に向けた自立支援（生活相談、子どもの学習支援等）
- ・安心して生活できる環境づくり（北海道公立高校生等奨学給付金等）

## **(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備**

①対象者：高齢者、障がい者、性同一性障害等

②内容

### **【高齢者】**

- ・知識や経験、学習意欲、就業意欲を活かせる環境づくり
- ・日常生活に支障のない安全で快適なまちづくり

### **【障がい者】**

- ・ユニバーサルデザインの普及及びバリアフリー化等による公営住宅等の整備
- ・市町村と連携した介護保険サービスを活用しやすい環境づくり
- ・介護、看護サービスの充実

### **【性同一性障害等】**

- ・人権教育に関する啓発推進
- ・学校での人権教育の充実
- ・スクールカウンセラーへの研修実施

## **基本方向3 生涯にわたる健康づくりの推進**

### **(1) 生涯を通じた健康支援の推進**

- ・健康管理教育や病気予防の啓発、健康診断・健康相談等の充実
- ・思春期保健対策の推進
- ・地域の保健関係機関や健康づくりの拠点施設整備
- ・保健・医療・教育機関等との連携による健康づくり体制の充実
- ・H I Vや性感染症についての知識普及・啓発
- ・喫煙や飲酒についての正確な情報の提供、特に未成年者の予防推進

### **(2) 妊娠、出産等に関する健康支援**

①対象者：妊娠から育児の間の母子及び不妊治療中の女性

②内容

- ・一貫した医療サービスの提供
- ・母子保健相談・情報提供
- ・不妊治療に関する相談・情報提供